

◎新潟県訓令第6号

本 庁  
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から実施する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p>名 称 位 置</p> <p>知事政策局国際課パ (略)</p> <p>スポーツセンター</p> <p><u>県民生活・環境部ス</u> <u>南魚沼郡湯沢町大字神立</u></p> <p><u>ポーツ課湯沢駐在所</u> <u>300番地</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。</p> <p>(1) 本庁関係のもの</p> <p>名 称 位 置</p> <p>知事政策局国際課パ (略)</p> <p>スポーツセンター</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>